

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1004040	農地法第3条第2項第5号及 び農地法施行規則第3条の4 の改正		新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	<p>農地法は、農地の集団性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは理解しています。</p> <p>しかし、権利移動の条件となる、農地取得下限面積要件を廃止することが、すべてにおいて零細な農業経営体を生み出し、非効率な農地利用を招くとは考えられません。</p> <p>高齢化の進行や農業の担い手不足は全国的な問題であり、生産地である三次市においても例外ではなく、耕作放棄地も年々増加しているのが現状であります。</p> <p>三次市では平成19年度において、「頑張るみよしの農林業支援プロジェクト」を設置し、耕作放棄地の復興策に向けて協議をかさねてきました。その中でも「耕作放棄地復興地域活動支援」、「学校給食食材専用圃場への復興」、「耕作放棄地復興チャレンジツアー」などに取り組みることが提唱され、平成20年度において一部予算化もしたところです。</p> <p>また、定住施策も積極的に推進しており、「新規就農者受入拡大事業」として、研修や資金面での支援を行うこととしています。</p> <p>しかしながら、依然として高齢化や担い手不足は深刻であり、地域の営農組織や新規就農者等新たな担い手の育成が求められています。特に新規就農者については、生産技術の習得や、農業機械の導入に必要となる、初期投資の問題をクリアするため、小規模な面積から農業に取り組み、徐々に拡大していく支援も必要です。</p> <p>U・Iターンや定年就農者・週末就農者は、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材と期待されます。こうした新規就農者が参入しやすい環境を整え、耕作放棄地の解消による、有効な土地利用や、地域内農産物の生産拡大を図るためにも、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案します。</p>		三次市	広島県	農林水産省
1004050	土地改良法第15条の特例		現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大。	<p>前回の提案の結果では、収益を伴う営農活動を土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上認めることが出来ないという回答をいただいているところではあります。</p> <p>しかしながら、現実として、中山間地域での土地改良区の実情は、償還金返済事務や施設の更新並びに維持管理が業務の中心となっています。</p> <p>また、小規模な兼業農家が多く、農業の担い手も高齢化している中で、「担い手不足」、「農地の荒廃（耕作放棄地の増加）」、「土地改良事業の減少」などにより、組合員への賦課金のみでは運営費が不足しており、この不足分を賦課に求めることができない状況から、三次市からの運営補助金をもって、どうにか活動存続を保っているのが現状です。</p> <p>世界の食料事情の動向、食料自給率問題も深刻な今日、農地保全の重要性を再認識し、農地や農業施設などの農業資源をみんなで守り、支えて行こうとする観点からも、土地改良区に更なる役割を持たせるとともに、土地改良区の一層の健全化と自立が必要であると考えます。</p> <p>以上のことから、農作業の受委託及び回転業務等の営利を目的としない収益事業を可能とするよう特例措置を求めるものです。</p>		三次市	広島県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1008010	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすくするための施策(天敵特区)		農業取締法で規定される特定農業の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取され人工的に増殖されたものを高知県内に限って無償で配付利用する場合は、特定農業として取り扱ってほしい。	高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シシトウの58%になっている(高知県環境農業推進課、平成19年)。現在日本で市販されている天敵資材は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。法律では同一都道府県で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農業として扱われ、農業登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農業登録され市販されている土着天敵の代表種としてアザミウマ類を捕食するタイリクヒメハナカメシの場合、10a当たり1000頭放飼が基本とされている。これに見合う土着のカメシ類を農業従事者が野外で採取することは困難であり、特定農業では補助的な害虫防除効果しか期待できない。しかし、実験室等で維持している土着天敵を施設園芸害虫防除のために農家に無償で配付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として扱っていただくことが本事業の目的である。高知県における生物農業の出荷額は都道府県で第一位(農業要覧2006)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデル的事業になりうる。		(国) 高知大学	高知県	農林水産省 環境省
1011010	農地の一時転用期間の延長		農地の一時転用は、「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日)事務次官通知」により農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことを担保する観点から3年以内とされているが、10年以内などの期間の延長ができないものか。	本市は、有明海に面し、半分近くが江戸時代から遠浅の干潟を干拓して出来た土地である。そのため、治水や利水のため総延長約930kmのクリークが縦横に巡り、独特の景観を築いている。以前は毎年地域でクリークの浚渫を行い、その浚渫土(泥土)は農地へ還元し、肥料として活用を行ってきたが、近年、生活様式の変化等により空き缶や割れビン等が含まれ、農地還元が出来なくなっている。市としては、住民の要望により治水、利水の面から浚渫を行っているが、前述のとおり農地還元が出来ないため、浚渫土の仮置場として(悪臭が発生するため)宅地から離れた地元の個人所有農地を借り上げている状況にある。特に平成19年度から始まった「農地・水・環境保全対策事業」により集落ごとの活動が活性化し、地域ぐるみの作業が増え、浚渫土の量が増えつつある。一方、農地所有者は、地元のため、やむなく浚渫土の仮置場として承知されているが、将来的には農地として利用する意思があり、市としても長期的な視点から借り上げ地のなし崩し的な地地化を望んでいないため、完全転用ではなく一時転用で対応している状況である。浚渫土は将来的には利活用を検討しているが、前述のとおり様々なものが含まれているため、活用範囲は狭く、一時転用期間の3年では困難なため、10年に延長することを提案するものである。		柳川市	福岡県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1016010	新ふくい人「農ある暮らし」移住特区 (不動産業者の農地取得および農地付き住宅を取得する際の、権利移動に係る面積要件の緩和)		<p>現在、不動産業者が農地付き住宅の販売（貸付）を目的として農地を農地として取得しようとしても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定により、対象法人が農業生産法人等に限定されている。 ・個人の農地権利取得の要件は、取得後の経営面積50a以上（知事特認10a以上）等とされている。 <p>これを、特定法人貸付事業実施区域において、不動産業者が農地付き住宅の販売（貸付）を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し保有できるよう農地権利取得対象者の要件を緩和するとともに、農地付き住宅を購入（借入）する移住者については農地権利取得の面積要件を撤廃し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。</p>	<p>農地の取得対象者の要件を緩和し、不動産業者が農地付き住宅の販売を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し、所有することを可能とする。</p> <p>併せて、農地付き住宅を購入（借入）する移住者については、農地権利取得の面積要件を撤廃し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。</p> <p>提案理由 中山間地域等においては、少子高齢化、人口減少が進み、担い手の不足から営農の継続や地域コミュニティの維持が困難になるなど、耕作放棄地の発生拡大が危惧されている。</p> <p>一方で、農政部へ移住を希望する都市住民には、小規模であっても農地を取得して農業に親しみたいという願望が強い。</p> <p>不動産業者にも、こうしたニーズを捉え、住宅を農地とセットで販売したいという要望がある。</p> <p>今後は、多様な担い手の参加により、中山間地域等条件不利地における営農を継続していく施策が必要とされており、区域を限定したうえで、移住者に住宅とセットになった小規模な農地取得を認め、村落コミュニティの中で地域を担う一員になってもらうことが必要である。</p> <p>不動産業者による農地付き住宅の販売が可能となることにより、移住者のニーズにあった様々な形態の農地付き住宅の供給と都市住民への情報発信が民間資本により行われることとなり、中山間地域等の活性化と耕作放棄地の解消が促進される。</p> <p>代替措置 市町村が指定する特定法人貸付事業実施区域に限定し、監視も強化することにより、優良農地の非効率的な利用を招かないようにすることは十分可能である。</p> <p>また、不動産業者が農地を一時保有している間は草刈り等の管理を義務付けること等により、農地の荒廃を防ぐことも可能である。</p> <p>なお、市民農園の利用では、移住者に地域の担い手の一員として主体的に農地維持のための共同作業等に参加してもらうことが困難であり、市民農園以外の耕作放棄地への波及効果が見込めない。</p> <p>不動産業者に農地の一時保有を認めない場合、不動産業者は農地のあっせんのみとなるため、田から畑への転換や区割りの変更等ができず、移住者のニーズにあった農地の提供ができない。</p>		福井県	福井県	農林水産省
1020010	土地区画整理事業地区内の土地の分筆登記に伴う共有持分について		<p>土地区画整理事業地区内においても通常の土地の分筆や所有権登記と同様な取扱いとなるよう、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目設定を可能とすべきであり、不合理な固定資産税を課されることがないようにすべきである。</p>	<p>法務省通達（平成16年2月23日付け法務省民二第492号）が出される以前から、土地区画整理事業を施行中であった地区において、売買や相続等が生じた場合は、従前地を分筆することができず、共有持分として登記せざるを得なかった。</p> <p>それらの物件を、法務省通達以後に、本来の登記内容に変更するため、分筆したうえ各共有持分を各単独所有に登記しようとしたとき、共有物分割が共有持分放棄かのどちらかの方法で単独の所有権に変更登記することとなる。</p> <p>このとき、登録免許税率が違うため、安価な共有物分割の方法を採ることが多いが、地目が農地（田、畑等）である場合は、農地法の制約がかかり、当該物件とは別に40a以上農地を耕作していない者は、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあって、その意思に反して農地転用の届出や許可（あるいは地目を農地から宅地に地目変更）が必要となる。</p> <p>また、農地法の制約がかからない共有持分放棄の方法を採った場合においても、双方の地目が宅地と農地（異種地目）である場合は、所得税法第58条の適用ができない。このため、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあって、その意思に反して農地転用の届出や許可（あるいは地目を農地から宅地に地目変更）をすることとなる。</p> <p>このようにすると、当該物件の土地利用を農地として今後とも継続したいとする所有者の意思に反して、農地転用の届出や許可（あるいは地目を農地から宅地に地目変更）をしたことで、結果として固定資産税は宅地として課税されることとなる。</p> <p>これら法務省通達以前に土地区画整理事業が施行中であったことが原因で、従前地分筆および所有権を単独所有とすることができなかった場合に限っては、特例として、共有物分割と共有持分放棄との登録免許税率を同じにすること、共有物分割において農地法の制約を受けないこと、所得税法第58条の適用を異種地目であっても可能とすること、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目設定が可能となり、不合理な固定資産税を課されることもなくなることで、土地区画整理手法への正しい理解と協力と、納税者からの信頼を得ることができ、住民との協働のまちづくりをさらに推進することを可能とする。</p> <p>※ 一部検討対象外</p>		個人	大分県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1021010	獣医師養成系大学の立地の偏在を是正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学生定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由) 獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国の高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」で四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ、教育の機会均等に寄与するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられるし、地元獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給の均衡に寄与する特区を提案する。</p>		愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1030010	農業委員の公選に代え、農業者推薦を可とする		農業委員はその選任において、農業者が選挙する委員と農業関連団体及び市町村議会が推薦して首長が任命する委員で構成されている。しかし耕地面積が著しく小さい市町村にあっては、公選で行っている委員の選任につき、教育委員等と同様に公選制によらず、農業者の推薦によって首長が任命することを可とする。	農業委員の選任は一部の特例を除き公職選挙法を適用しているが、農業委員の被選挙人となることが不人気で現在まで選挙戦となったことが皆無の状況であり、仕方なく毎回の改選毎に地域推薦をお願いして候補者を立てるのが精一杯の現状で、現実には形式上の公選であっても被選挙人に名を連ねるのを嫌う候補者の説得に苦慮している。そこで、農地面積が著しく小さい市町村(概ね200ha以下)にあっては、現在まで公選で行っている委員の選任につき、首長が地区割りを行って各地区の農業者に人選を依頼し、それぞれから推薦を受けた農業者を首長が任命することを可とする。		上勝町	徳島県	農林水産省
1046080	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。		農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限るとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限るとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。		兵庫県	兵庫県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1048010	熔成汚泥灰複合肥料(下水汚泥リサイクル肥料)に係る公定規格の緩和		肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格において、複合肥料のうち化成肥料の原料から「熔成汚泥灰複合肥料」が除外されているところであるが、これを含める規制緩和措置を要望する。すなわち、公定規格の五(1)の表の「肥料の種類」欄において、「化成肥料」を定義する記述の三項「肥料(熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第1条の2各号に掲げる普通肥料を除く。)又は肥料原料(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を使用し、これに化学的操作を加えたもの」の文中から、「熔成汚泥灰複合肥料」を削除願いたい。	我が国が全量を輸入に頼っているリン鉱石は、枯渇が懸念されている資源であり、数年で4倍程度価格が上昇している。一方、国内で確保可能な下水汚泥中のリンは、輸入リン鉱石30～40%分のリン酸分を含有しており、これを有効活用すれば、国内でのリン資源循環が可能となり、循環型社会の形成に貢献できる。下水汚泥を原料とするリサイクル肥料であり、リンを多く含む「熔成汚泥灰複合肥料」を市場規模が大きい「化成肥料」の原料としてリン鉱石の代替品として利用可能とすることにより、為替や諸外国の制度に左右されることなく、安定的な化成肥料の生産が可能となる。しかるに、当該規制のため、現状では下水汚泥中のリンのほとんどが肥料として未利用である。「熔成汚泥灰複合肥料」は、下水汚泥に含有が懸念される重金属を中心とする有害物質をその製造工程(電気抵抗炉による熔融過程)において除去されているものであり、これに化学的操作を加えても、有害成分の含有量が増加することはない。公定規格において「汚泥肥料等」に区分される有害成分を積極的に除去していない汚泥由来の肥料とは、その取り扱いを明確に区別すべきである。		(株)三井物産戦略研究所	東京都	農林水産省
1063010	酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和		地域内の特別栽培又は有機栽培による酒造好適米の生産者と地域内の酒造業者とが栽培契約を締結し、当該酒造好適米を使用した清酒を生産する場合に限り、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律113号)第2条第2項に基づく生産調整の取組(生産目標数量の除外)として取り扱う。	酒造好適米については、醸造用のみに使用されているが、主食用米として取り扱われておりません。地域内の酒造好適米の生産量は、市内の酒造業者の使用量の4分の1程度であり、酒造好適米の生産量は減少傾向にあります。また、農業従事者の高齢化や減少により、生産調整水田における不作付地が年々増大するなかで、機械化一貫体系により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっており、酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことは、主食用米が増産されるおそれがあるため、酒造好適米生産農家には酒造好適米の生産目標数量を控除して配分することにより、酒造好適米生産が維持が可能です。よって、酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産が維持され、基幹的産業である農業と伝統的産業である酒造業の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。		喜多方市	福島県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1084090	添加物の軽減による食品リサイクルと食の安全の両立		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(第八三号) 第2条3項の「食品循環資源」の定義に関して、「一定量以上の添加物を使用した食品を除くもの」という趣旨を付け加える。	<p>現在コンビニエンスストア及びスーパーでは廃棄物(期限切れ食品・弁当・おにぎり等)を回収し加工した上で飼料としているが、回収された食品には一定量の添加物が含まれているものがある。廃棄物の排出量抑制の観点からは望ましい取り組みであるが、こうした添加物の入った食品廃棄物をリサイクルにより飼料として再利用していくと、それを食べる豚・牛の体内に添加物が蓄積されることが示唆される。こういった飼料を使用した豚・牛等の肉をまた弁当に使用することにより厚生労働省の定める食品への添加物使用量を上回る危険性が高くなる。</p> <p>こうした問題を解消するため、リサイクルのプロセスにのる食品を無添加のもの、(ないし、添加物の使用量が一定程度低いと認められるもの)、に限定することを提言する。これにより、飼料を食べた豚・牛等の肉自体に添加物が蓄積することを防ぐことで、消費者に安全性の観点から認められた添加物の基準を満たした食品が届けられることになり、廃棄物の抑制と、昨今、消費者の関心の高い「食の安全性」を両立することができると思われる。</p>		個人	東京都	農林水産省
1087010	農地転用規制の緩和		農地(主として水田)において微細藻類(水生光合成微生物)の培養を行うため農地の転用を認めて頂きたい	<p>新しく農事組合法人として休耕田や遊休農業施設の活用を通じて地方農業の活性化を志し緒についたところである。但し、地域の活性化は農業生産だけに頼って成り立つものではない。地域の持つ特殊性や新しい発想を加味したその地域の創意を結集する必要性を痛感している。その発想の1つが微細藻を活用する新しい農法の確立でありその実現に取り組みたい。</p> <p>提案理由 本人は農業関連事業として微細藻の培養を水田において大規模に実施したいと思料している。培養の方法としては水田に水を張り微細藻だけを生育・増殖させる方法と水田の稲作と並行して冠水時に微細藻を生育・増殖させる場合を対象として考えている。</p> <p>その目的は 1) 家畜、家禽類の栄養強化飼料の供給 2) 魚類の陸上養殖用餌の確保 3) 地力強化資材としての利用 4) 地球温暖化ガス抑制効果の検証 5) 新しい雇用の創出 この新しい農法によって日本農業に新しい息吹を呼び込み農業の未来への希望をつなぎとめたい。</p>		農事組合法人 日の本新産品開発組合	東京都	農林水産省